12. 国民健康保険

健康保険は、みんなで　保険料<保険に入る人が支払うお金>を　払います。
病気や　けがを　したときに　かかる　お金を　少なくする　助け合いの　制度　です。
日本では、日本に住む　すべての人が　健康保険に　入ります。

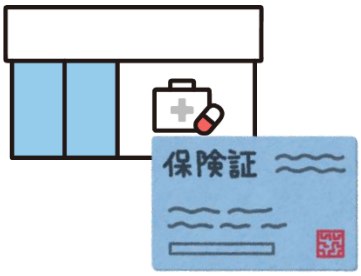

国民健康保険に　入った人は　保険証など（※）を　もらいます。
病院や　薬局<薬を売っているところ>に　行ったときに
窓口<受付>　で　見せてください。
払う　お金が　少なく　なります。
保険証などは、本人だけが　使えます。
大切に　保管して<持っていて>ください。

※2024年12月２日からは、「資格確認書」か「資格情報のお知らせ」を　渡します。

種類	内容
社会保険	働いている　ところで　入る　健康保険
国民健康保険	社会保険に　入っていない人が　入る　保険です。 住んでいる　市町村で　入ります。

病院に　払うお金
●小学校に 入る前の　子ども・・・20%
●70歳より　若い人・・・ 30%
●70歳から 74歳の人・・・20%（給料などの　お金を　多くもらっている人は　30%）

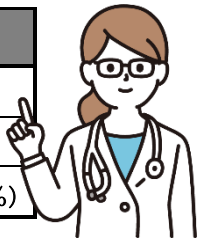

※健康診断、　予防注射（予防接種）、ふつうの妊娠<赤ちゃんがおなかにいること>・出産<赤ちゃんを　産むこと>、　特殊な<普通じゃない>歯の治療<治すこと>など、内容によっては、自分で　払う　場合が　あります。
※交通事故<車などの　乗り物が　原因で　怪我を　したとき>で　病院に　行くときは、聞いてください。

1. 国民健康保険に　入るとき

藤沢市の　国民健康保険に　入る人（次の　全てに　当てはまる人）

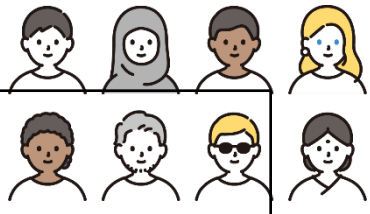

- 藤沢市に　住民登録を　している　外国人住民の人
- 在留資格が　３か月より　長い人
- 社会保険<働いている　ところで　入る　健康保険>などに　入って　いない人

こんなとき	必要なもの	場所
他の　市区町村から 藤沢市へ　引越したとき	□ 在留カード または　特別永住者証明書 □ 転出証明書	・市民窓口センター （市役所本庁舎1階） ・市民センター
働いている　ところを やめたとき （働いている　ところの 健康保険を　やめたとき）	□ 届出する人の　本人確認が　できるもの （在留カード　など） □「社会保険資格喪失証明書」 または「退職証明書」 ※ 働いている　ところから　もらう　書類です。 □ マイナンバーカード（持っている人のみ）	・保険年金課 （市役所本庁舎1階） ・市民センター

2. 国民健康保険を　やめるとき

こんなとき	必要なもの	場所
藤沢市から　他の 市区町村へ　引越すとき --- 出国<日本から出る> するとき	□ 藤沢市の　保険証など □ 在留カード または　特別永住者証明書	・市民窓口センター （市役所本庁舎1階） ・市民センター
働いている　ところの 健康保険に　入ったとき	□ 藤沢市の　保険証など □ 働いている　ところの　健康保険証など □ マイナンバーカード（持っている人のみ）	・保険年金課 （市役所本庁舎1階） ・市民センター

3. 藤沢市内で　引越したとき

こんなとき	必要なもの	場所
藤沢市内で 引越しを　したとき	□ 藤沢市の　保険証など （国民健康保険に　入っている家族の　全員分） □ 在留カード	・市民窓口センター （市役所本庁舎1階） ・市民センター

4．在留資格や　在留期間が　かわったとき

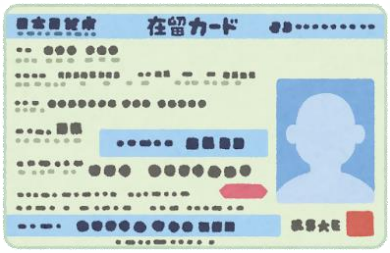

外国人住民の人で、藤沢市の保険証などの有効期限と在留カードの在留期間が同じ人は、在留カードが新しくなったときには、藤沢市の保険証などを新しくする手続きをしてください。

こんなとき	必要なもの	場所
在留カードが新しくなったとき	□ 藤沢市の保険証など □ 在留カード □ パスポート	・保険年金課 （市役所本庁舎１階）

5．保険料について

保険料を払う人	国民健康保険に入っている人の **世帯主**＜一緒に住んでいる家族を代表する人＞
保険料の金額 ＜払うお金＞	一緒に住んでいる家族の**人数**や **収入**＜年金や給料など のもらう お金＞で 決まります。
こんなときは 市役所に 来てください	●国民健康保険に入っている人が **子どもを 産む**とき （産む 6か月前から） ●会社の 都合で **会社を 辞めた**とき

5-1．保険料の　払い方

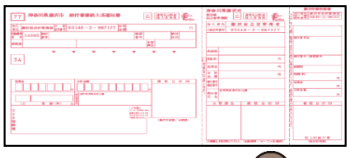

① 保険料の「納入通知書」＜お知らせ＞と「納付書」＜保険料を払うための紙＞が、あなたの家に届きます。
②「納付書」に書いてある金額を次の方法で払ってください。

- 銀行や郵便局、市役所、市民センター、コンビニエンスストアに「納付書」を持って行って、払います。

- 銀行や郵便局の口座＜あなたのお金が入れてある ところ＞から 払います。
  申し込みが必要です。

- ●インターネット（ペイジー、クレジットカード、スマートフォン）から 払います。

6．いろいろな　給付〈もらうことが　できる　お金〉について

6-1．出産育児一時金

◆50万円（2023年3月31日までに子どもを産んだ人は42万円）

国民健康保険に　入っている人が　子どもを　産むとき、
「出産育児一時金」を　もらうことが　できます。

「直接支払制度」を使うとき	藤沢市から　病院に　直接、出産育児一時金を　支払います。 詳しくは、　子どもを　産む　病院に　聞いてください。
「直接支払制度」を使わないとき	子どもを　産んだ後に　手続きをすれば、もらえます。

こんなとき	必要なもの	場所
「直接支払制度」を使わない　とき	□　合意文書 〈直接支払制度を　使わないことを　書いたもの〉 □　出産費用明細書 〈病院に　支払った　金額が　詳しく　書いてあるもの〉 □　保険証など　□　印鑑　□　預金通帳	・保険年金課 （市役所本庁舎1階）

※　子どもを　産んだ日の　次の日から　2年を　過ぎると、もらえません。

※　受取代理制度（病院が　出産育児一時金を　あなたの　代わりに　受け取ります）を使う場合は、聞いてください。

6-2．葬祭費　◆5万円

国民健康保険に　入っている人が　亡くなったとき、葬式や火葬〈亡くなった人を　焼くこと〉を　した人が　「葬祭費」を　もらうことが　できます。

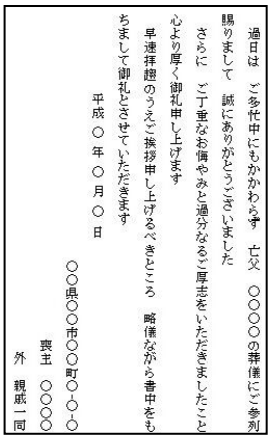

過日は　ご多忙中にもかかわらず　亡父　○○○○の葬儀にご参列
賜りまして　誠にありがとうございました
さらに　ご丁重なお悔やみと過分なるご厚志をいただきましたこと
心より厚く御礼申し上げます
早速拝趨のうえご挨拶申し上げるべきところ　略儀ながら書中をも
ちまして御礼とさせていただきます
平成○年○月○日
喪主　○○県○○市○○町○-○-○　○○○○
外　親戚一同

【会葬礼状の見本】

必要なもの	場所
□亡くなった人の　保険証など □　火葬した人の　預金通帳 □　会葬礼状<葬式のお礼の手紙> または　葬祭店の　領収書 □　窓口に　来た人の　本人確認が できるもの （マイナンバーカード、在留カードなど）	・保険年金課 （市役所本庁舎1階）

※　葬祭を　した日の　次の日から　2年を　過ぎると、もらえません。

6-3．高額医療費

入院や　手術などで、１か月に　病院に　払ったお金が　高くなったときに、もらえます。

① 藤沢市が　入院や　手術を　してから　３か月後くらいに　手紙を　送ります。
② 手紙が　来たら、名前や　住所、振り込んで欲しい　口座を　書いて　ください。
③ 手紙を　保険年金課（市役所本庁舎１階）か　市民センターに　持って　行って　ください。

※ 手紙を　もらった日から　２年を　過ぎると、もらえません。

6-4．限度額適用(・標準負担減額)認定証

高額療養費に　なったとき、この認定証を　前もって　申し込んで、　病院の　窓口に　出すと、　窓口で　払う　お金が、決まったお金で　止まります。
払う　お金は、収入で　決まります。
マイナ保険証を　使う　場合は、申し込みは　いりません。

6-5．療養費

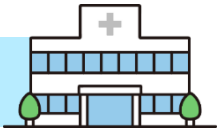

急な　病気や　ケガで　病院に　保険証などを　出せなくて、病院に　お金を　全部　払ったとき、あとで　保険診療分の　お金を　もらえます。
（自分が　30%を　払う人なら　70%、20%を　払う人なら　80%です。）

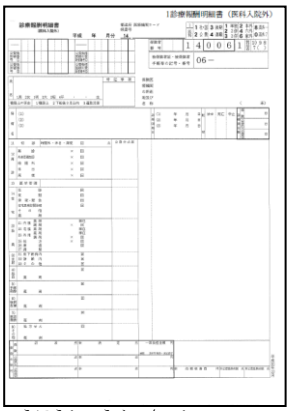

【診療報酬明細書の見本】

必要なもの	場所
□ 病院で　もらった　**領収書** □ 病院でもらった　**診療報酬明細書** ＜**レセプト**とも　いいます。 病院で　発行して　もらえます。＞ □ **保険証など** □ 銀行の　**通帳**か　**カード**	・**保険年金課** （市役所本庁舎１階）

※病院に　お金を　払った次の日から　２年を　過ぎると、もらえません。

【問い合わせ】

藤沢市役所　保険年金課　☎TEL 0466-50-3520

7．国民健康保険に　入っている　人の　健康診査

健康診査〈身体の　状態を　確認したり、病気がないか　調べること〉を　受けることが　できる人には　健康診査を　受けるために　必要な券を　送ります。
決められた　病院で　受けてください。

健康診査の　名前	受けることが　できる人
ヘルスチェック健康診査	31歳から39歳
こくほ特定健康診査	40歳から74歳

【問い合わせ】

藤沢市保健所・南保健センター　健康づくり課

☎TEL 0466-21-7344　住所：藤沢市鵠沼2131-1（1階）